

還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう国税庁長官に対して改善の処置を要求したものについての報告書（要旨）

平成 2 1 年 9 月

会 計 検 査 院

還付金の概要

(1) 国税の還付

納税者は、国税として納付した税額が本来納税すべき税額より多いためその全部又は一部について還付を求める場合などには、還付金額を記載した確定申告書（以下「還付申告書」という。）を税務署長に提出することとされている。そして、税務署長は、この還付金額を還付金として遅滞なく納税者に支払うこととされている。

(2) 還付加算金

税務署長は、国税を還付する場合には、国税通則法第58条等の規定により、還付することとなった国税の申告期限の日など所定の日の翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として、当該還付金に合わせて支払うこととされている。

(3) 還付金の支払事務

国税庁は、納税者から還付申告書の提出を受けた場合の税務署における還付金の支払事務を、おおむね次のとおり行うこととしている。

ア 国税の調査、課税処理を行う賦課部門において、提出を受けた還付申告書に記載されている事項の確認等を行い、税目別等に区分した後、還付申告書に記載されている事項を国税総合管理システム（K S Kシステム）に入力するために、還付申告書の写しである「整理表」を分離する。そして、整理表を還付申告書の受付順に50枚程度の1単位（以下「バッチ」という。）に取りまとめて、光学式文字読取装置（O C R）等を使用してK S Kシステムにデータ入力を行い、その後、整理表を還付金の支払等を行う管理部門に送る。

イ 管理部門において、上記アで入力されたデータを「還付金照合リスト」としてK S Kシステムから出力して、当該還付金照合リストと賦課部門から送られてきた整理表とを個別に照合して、入力誤りや他の税目の未納の有無等の確認を行った上で、還付金の支払を行う。

(4) 還付保留

国税庁は、国税の不正な還付や誤った還付を防止するなどのために、申告書の記載内容に誤りがある場合など一定の場合には、還付金の支払を保留する取扱い（以下、この取扱いを「還付保留」という。）としている。

還付保留とした申告については、前月分のすべてのバッチに係るデータ入力を終了

した後に行う当該蓄積データの一括処理（以下「月次処理」という。）によりK S Kシステムから出力される「還付保留法人調査票」（以下「調査票」という。）等に基づき、賦課部門において還付保留を解除するための審査を行うこととしている。

そして、過去の税務調査の実績や申告内容等から見て還付することが相当と認められるものについては、還付保留の解除を決定して、その旨を遅滞なく管理部門に連絡することとしている。

また、国税庁は、平成20年5月から、上場法人等については、法人の実態の検討や還付理由の解明など還付保留を解除するための審査を簡素化するとともに、納税者が国税電子申告・納税システムを利用して提出した還付申告書(以下「還付申告書(電子)」という。)に係る還付保留については、従来、月次処理によってしか出力することができなかった調査票等を、月次処理を待つことなく随時に出力することができるように、K S Kシステムを変更している。

(5) 輸出業者の消費税に係る還付金

消費税の納付税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めるところにより、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した税額となっている。すなわち、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より多い場合には、その差額が還付されることとなっている。

また、消費税は国内において行う取引に対して課税されるものであることから、その取引が輸出等の国外における取引に該当する場合には、売上げに係る消費税を免除することとなっている。このため、国外における取引が多い輸出業者については、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より恒常的に多くなり、その差額を還付することとなる。

消費税の課税期間は、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度とされているが、消費税法第19条の規定により、課税期間を1か月（年12回申告）又は3か月（年4回申告）に短縮することができる特例が設けられている。

本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

還付加算金は、支払までの日数に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて計算されるものであることから、還付金が高額であるほど、また、支払事務に多くの日数を要するほど多額となる。そこで、経済性等の観点から、還付申告に係る支払事務に要する日数

が長期間となっているものについて、税務署等における還付金の支払事務等が適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

還付金支払決定済額の多い源泉所得税、法人税及び消費税について、全524税務署が20年1月から12月までの間に支払った還付金のうち、法人の還付申告書により生じた1件300万円を超える還付金(還付加算金を含む。)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された国税収納金整理資金支払命令額計算書及び同計算書証拠書類により検査した。また、3国税局及び38税務署において会計実地検査を行い、還付金の支払事務の実態を確認するとともに、国税庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

524税務署が支払った上記の検査の対象とした還付金の件数、金額及びそのうちの還付加算金の金額は、支払件数計76,277件、還付金計4兆1811億8382万余円、還付加算金計38億2540万余円となっている。

そして、上記の検査の対象とした還付金のうち、高額還付金(本院において、国税局等別に1税務署当たりの還付処理件数を勘案して設定した1件当たり一定金額以上の還付金)^(注1)は、支払件数計1,157件、還付金計2兆1198億5637万余円、還付加算金計118億5261万余円となっていて、その割合は件数比では1.5%と低いものの、金額比では35.0%と3分の1を上回るものとなっている。

そこで、高額還付金について、支払事務の状況や還付保留の解除の状況について検査した。

(注1) 一定金額 東京国税局管内の税務署は10億円、大阪国税局管内の税務署は7億円、名古屋国税局管内の税務署は5億円、関東信越国税局管内の税務署は3億円、広島、福岡両国税局管内の税務署は2億円、札幌、仙台、金沢、高松、熊本各国税局及び沖縄国税事務所管内の税務署は1億円

(1) 高額還付金の支払事務に要した日数

高額還付金の支払事務に要した日数を検査したところ、次表のとおり、10日以内のものが134件(11.5%)、11日以上のもので1,023件(88.4%)となっていて、平均23日となっている。

表 高額還付金の支払事務に要した日数及び支払額（平成20年1月～12月）
（単位：千円）

日数	源泉所得税		法人税		消費税		合計	
	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額
10日以内	10	36,039,547 28,855	17	40,212,045 740,304	107	270,567,685 231,746	134	346,819,278 1,000,906
11日以上	91	164,131,338 409,430	184	280,882,876 5,905,875	748	1,328,022,885 4,536,400	1,023	1,773,037,099 10,851,706
11日以上 20日以内	25	52,739,970 86,934	65	98,858,329 2,068,821	285	633,029,530 1,247,528	375	784,627,829 3,403,283
21日以上 30日以内	55	98,621,142 274,595	102	154,415,757 3,108,650	320	493,899,396 1,913,791	477	746,936,296 5,297,036
31日以上	11	12,770,225 47,901	17	27,608,789 728,404	143	201,093,958 1,375,081	171	241,472,972 2,151,386
合計	101	200,170,885 438,286	201	321,094,921 6,646,179	855	1,598,590,570 4,768,146	1,157	2,119,856,377 11,852,612

(注) 円単位で集計した後、千円未満を切り捨てているため、各日数の金額を合計しても合計額とは一致しない。

多くの税務署では、高額還付金があっても他の還付申告と区分することなく、申告書の受付順に50件程度のバッチに取りまとめて支払事務を行っているが、一方、高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分して支払事務を行っている税務署もみられた。

高額還付金に係る申告については、他の還付申告と区分して支払事務を行うことによりその日数を短縮することで、還付加算金を節減することが可能であると認められる。

(2) 上場法人等及び輸出業者の還付申告に係る審査

上場法人等の還付申告については、前記のとおり、20年5月から還付保留を解除するための審査を簡素化していることから、審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数をより短縮することが可能であると認められる。

また、輸出業者の還付申告については、還付の理由が輸出による免税であることが明らかであることから、還付保留を解除するための審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められる。

(3) 還付保留解除の迅速化

国税庁は、20年5月から、還付申告書（電子）の還付保留に係るものについては、月次処理を待つことなく随時に調査票等を出力できるようにK S Kシステムを変更するなどして還付保留解除の迅速化を図っていることから、還付申告書（電子）以外の通常の還付申告に係る還付保留についても同様の取扱いとすることにより、還付保留を解除するまでの日数を短縮することが可能であると認められる。

上記(1)、(2)及び(3)のことから、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告については、他の還付申告と区分して支払事務を行うことにより、また、還付保留となったものについては、保留解除までの日数を短縮することにより、支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められ、ひいては還付加算金を節減することが可能であると認められる。

そこで、支払事務に要する日数が11日以上の高額還付金1,023件に係る還付加算金108億5170万余円について、その支払事務に要する日数を^(注2)10日として計算すると、還付加算金の額は計80億6228万余円となり、27億8942万余円節減できたと認められる。

(注2) 10日 高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分していた税務署における高額還付金の支払事務に要した最長日数が8日であることを考慮して10日とした。

(改善を必要とする事態)

還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要して、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国税庁において、還付金額が高額な申告を他の還付申告と区分して支払事務を短縮するよう、国税局等及び税務署に対して指導及び監督を十分に行っていないこと、また、還付金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を月次処理による出力としているなどのため、還付保留の解除までに日数を要していることなどによると認められる。

本院が要求する改善の処置

国税庁において、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告で金額が高額なものについて、他の還付申告と区分して、支払事務に要する日数の目標値を設定するなどして早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うこと、また、還付申告書(電子)以外でも、金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を随時に出力できるよう取扱いを変更して、適正な審査を確保しつつ、支払事務に要する日数を短縮することなどの改善の処置を要求する。